

前年度の相談実績と
高齢者の消費者トラブル110番週間

■令和2年度

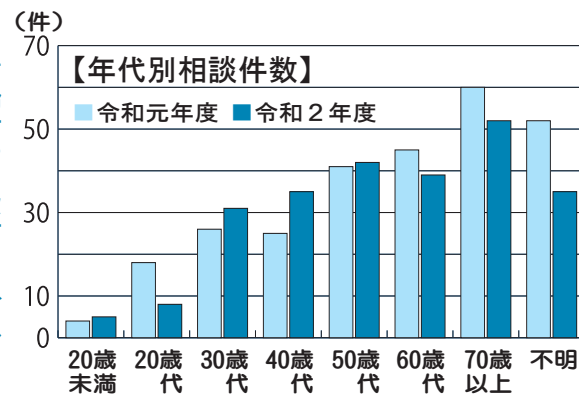
消費生活相談の概要

消費生活センターでは、気仙地区在住の消費者から、事業者との間に生じた商品やサービスに関するトラブルの相談に対応しています。

令和2年度に寄せられた相談は248件で、令和元年度と比べて23件減少しました。

この中では、インターネットなどでの通信販売で「安値だと思って注文したが、後から定期購入だと分かった」であつたり、ハガキやメールで「身に覚えのない請求書や弁護士事務所からの催告書が届いた」といったトラブルによる相談が多く見られました。

年代別では40歳代の相談が10件増えて35件になり、60歳代と70歳以上の相談は合計14件減りましたが、それでも70歳以上のトラブルに関する相談が最も多く、52件となっています。



■高齢者の消費者トラブル110番週間について

高齢者は、日中自宅にいてことが多いといった要因から、全国的に、電話勧誘販売や通信販売に関する消費生活トラブルが多い状況にあります。このため、岩手県と県内の消費生活センターは、9月13日から17日まで、「高齢者の消費者トラブル110番週間」として、高齢者の消費者問題

事例

一人暮らしの母は以前から配置薬を利用していたが、新しい担当者から高額なサプリメントの勧誘を受け、断つても「分割払いにすればいい」と言われて、必要のない契約をしていた。

訪問販売で不要なものを長時間に渡って勧誘され、仕方なく契約してしまったという相談が全国的に多く寄せられています。不要ならきっぱりと断りましょう。できれば一人でも対応せず、家族や知人などに同席してもらいましょう。周囲の人は、高齢者のお宅にセールスマンらしき人が頻繁に出入りしていないかなど、注意してあげてください。疑問や不安を感じた場合は、一人で抱え込まず、消費生活センターにご相談ください。

▽問い合わせ先
大船渡市消費生活センター（☎内線134）

9月は第65回船員労働安全衛生月間です

国土交通省などでは、船員の災害防止と乗組員の疾病予防を目的として各種行事を実施しています。

市内では、気仙沼地区船員労働安全衛生協議会が入港船舶を訪問し、災害や疾病の防止に関する指導を行うなど、船員の皆さんの安全衛生対策の推進を図ります。

■月間スローガン

「気を付けよう
いつもと違う小さな異変
皆で目指そう 安全運航」

▽問い合わせ先

気仙沼地区船員労働安全衛生協議会【事務局：気仙沼海事事務所（☎0226-26928）】

大船渡市社会人サークルからのお知らせ

■デイキャンプ体験コン参加者募集

▷期日＝10月23日（土）
▷時間＝午前10時～午後3時
▷会場＝基石海岸キャンプ場オートサイト
▷対象＝県内在住の20代から40代の独身を含む同性ペアで応募ください。
▷参加費＝男性2,000円、女性無料
▷定員＝男女各6組24人
▷申込締切日＝10月10日（日）
▷申込方法＝ホームページ内の申込フォームから応募ください。
※詳細は、ホームページを確認ください。
▷問い合わせ先＝大船渡市社会人サークル（サン・リア2階／☎27582）

越喜来地区デマンド交通実証実験のお知らせ

10月1日から、越喜来（崎浜、下山、浪板）地区において、地域の移動手段を確保するため、タクシーによる「越喜来地区デマンド交通実証実験」を実施します。

運行期間や区域は以下の通りで、利用前に登録手続きが必要となります。

なお、当該区間を運行する患者輸送車は、越喜来診療所へ通院する人のみ利用できます。

▷運行期間＝10月1日（金）～3月31日（木）

※土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く

▷運行区域＝越喜来（崎浜、下山、浪板）地区内～大船渡市役所三陸支所前・三陸駅前

▷運行方式＝利用者の自宅など～目的地間

▷利用方法＝利用者は事前に登録を行います。利用の前日までに予約センター【三光タクシー内（☎2151）】で予約をお願いします。

▷運賃＝1回につき500円（中学生以上）

※0歳～就学前児童（小学生未満）は無料、小

学生および身体障がい者は半額とします。
▷その他＝小学生以下は保護者同伴の上利用ください。

▷問い合わせ先

企業立地港湾課交通通信係（☎内線120）

■運行ダイヤ

	1便	2便	3便
行き（崎浜発）	6:30	8:30	9:30
帰り（三陸支所・三陸駅発）	11:00	16:00	19:00

※利用予約がない場合は運行しません。

子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の
支給について

市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた所得の低い子育て世帯に対し、食費などによる支出の増加を勘案し、給付金を支給します。
▷支給対象者＝次の①②の両方を満たす人（ただし、ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母など
※令和4年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

▷給付額＝児童1人につき5万円

▷申請について

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人は、申請不要です。対象者には、市から支給について通知済です。

②上記①以外の人（例：高校生のみ養育している人、収入が急変した人）は申請が必要です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類と共に市役所子ども課へ提出ください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▷申請期限＝令和4年2月28日（月）

▷その他＝支給時期は、支給対象者への通知や、市ホームページなどでお知らせします。

▷申請先・問い合わせ先

子ども課子ども福祉係（☎内線193）